

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１５条第３項の規定により、須崎市図書館等複合施設整備事業に係る事業契約の内容を次のとおり公表する。

令和５年９月２６日

須崎市長 楠瀬 耕作

１ 公共施設等の名称及び立地

（１）名称

須崎市図書館等複合施設

（２）立地

高知県須崎市西糺町

２ 選定事業者の商号又は名称

株式会社須崎の洲ＰＦＩサービス

代表取締役 茨木 義隆

３ 公共施設等の整備等の内容

新設する須崎市図書館等複合施設の設計・工事監理、建設、引継ぎ支援及び本事業に付随・関連する一切の業務を行う。

４ 契約期間

令和５年９月２５日から令和８年３月３１日まで

５ 契約金額

金 2,999,851,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

６ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(市の解除権)

第47条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本事業契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が不能となったとき。
- (2) 設計又は本工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本工事に着手せず、30日以上上の期間を設けて催告を行っても、当該遅延について市が満足すべき合理的な説明がなされないとき。
- (3) その責めに帰すべき事由により、別紙5記載の所有権移転・引渡し日より3ヶ月以内に本施設が完成しないとき又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) その責めに帰すべき事由により、本工事が30日以上中断されたとき又は事業を放棄したと認められるとき。
- (5) その他、募集要項に規定する「公募参加者の備えるべき参加要件」を満たさなくなったとき。

2 市は、事業者が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、事業者に対し、30日以上上の期間を設けて催告を行った上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 市の承諾なく、本施設用地を本事業の遂行以外の目的に使用収益したとき又は本施設用地の形質を変更したとき。
- (2) 前号に掲げる事由のほか、本事業契約又は本事業契約に基づく合意事項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 市は、事業者、設計企業、建設企業又は工事監理企業が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、本事業契約に係る工事目的物が完成している場合を除き、本事業契約を解除する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) 役員等（事業者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を、事業者が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者
- (9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約（2次下請以降の下請契約を含む。以下この号において同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（下請契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、市からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

（談合等不正行為による市の解除権）

第49条 市は、事業者が本事業契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、事業者に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。
- (2) 事業者が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 事業者（事業者が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定により本事業契約が解除された場合について準用する。

（その他の市の解除権）

第50条 市は、工事が完成するまでの間は、第47条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定により契約を解除したことにより事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事業者の解除権)

第51条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第33条の規定による本工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 市が本事業契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 事業者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(法令変更による協議解除)

第45条 本事業契約の締結後に行われた法令変更により、本事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、市は、事業者と協議を行ったうえで、本事業契約を解除できる。

- 2 前項により本事業契約が解除される場合は、本事業について、市は、事業者がすでに履行した本事業に相当する本施設整備に係る対価を支払うものとする。支払うべき本施設整備に係る対価の支払い方法及び仕掛かり中の当該業務の継続の是非、対応等については、市と事業者とが協議して定める。
- 3 第1項により本事業契約が解除される場合において、本事業で第31条による所有権移転・引渡しが完了していないものについては、市は、事業者がすでに履行した本施設整備に係る対価（建設中の本施設の出来形に相当する部分）について検査を行い、合格した部分について出来形に要した費用に相応する本施設整備に係る対価を支払う。その他の事業者に生じた損害、追加費用については、市が負担する。また、この場合は、当該出来形の所有権の移転その他契約解除に際しての措置については第48条の定めによるものとする。

(不可抗力による解除)

第42条 本事業契約の締結後、不可抗力により本事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合は、市は、事業者と協議を行った上で、協議が調わない場合には、事業者に対して通知を行うことにより、本事業契約を解除できる。

- 2 前項により本事業契約が解除される場合は、本事業について、市は、事業者がすでに履行した本事業に相当する本施設整備に係る対価を支払うものとする。支払うべき

き本施設整備に係る対価の支払い方法及び仕掛かり中の当該業務の継続の是非、対応等については、市と事業者とが協議して定める。

- 3 第1項により本事業契約が解除される場合において、本事業で第35条による所有権移転・引渡しが完了していないものについては、市は、事業者がすでに履行した本施設整備に係る対価（建設中の本施設の出来形に相当する部分）について検査を行い、合格した部分について出来形に要した費用に相応する本施設整備に係る対価を支払う。その他の事業者が生じた損害、追加費用については、1%までを事業者が負担し、その余を市が負担する。また、この場合は、当該出来形の所有権の移転その他契約解除に際しての措置については第52条の定めによるものとする。ただし、事業者が不可抗力に起因して当該出来形又は損害、追加費用に関して保険金を受領し又は受領する場合には、市は当該保険金額を控除した金額を事業者に支払えば足りるものとする。

7 解除時の措置に関する事項

解除時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(解除に伴う措置)

第52条 市は、本事業契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本施設整備に係る対価を事業者を支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の本施設整備に係る対価を支払った場合、建設中の本施設の出来形の所有権は市に移転するものとする。この場合、事業者は、市に対し、別紙10に記載する当該出来形の完成図書を提出しなければならない。なお、前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

3 事業者は、本事業契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が事業者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 事業者は、本事業契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が事業者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 事業者は、本事業契約が解除された場合において、工事用地等に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段及び第4項前段に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、本事業契約の解除が第47条、第48条第2項又は第49条の規定によるときは市が定

め、前2条の規定によるときは事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する事業者のとりべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定めるものとする。